令和7年11月18日発行　第 70 号

コンフィアンス

（フランス語で信頼という意味）

かみかわ生活あんしんセンター
☎ 0166-38-8800
とかち かみかわ るもい　受託業者　有限会社ウィルワーク

発行：自立相談支援事業所
　　　かみかわ生活あんしんセンター
住所：旭川市豊岡１条２丁目１－１６
電話：０１６６－３８－８８００
FAX ：０１６６－３３－００２１
メール：anshin@kamikawa19.hokkaido.jp
上川総合振興局委託事業
受託業者：有限会社ウィルワーク

「コンフィアンス」　第70号　をお届けします。

今月は、「身寄りのない高齢者支援」について取り上げます。
裏面は事例１件と10月度の取扱件数です。

〈身寄りのない高齢者支援について〉

１.高齢者の推移
　高齢単身者世帯は、2025年14.2%です。2050年には20%を超える見込み（5世帯に１世帯が単身高齢世帯）。

２.日常生活自立支援事業（日自事業）について
　①実施主体：都道府県社協または指定都市社協
　②利用対象者：判断能力が不十分、事業の契約内容について判断できる能力がある
　③サービス内容：福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預り

３.身寄りのない単身高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業
　①実施主体：市町村（委託可）
　②事業概要：Ⅰ.包括的な相談・調整窓口の整備、Ⅱ.総合的な支援パッケージを提供する取組

４.高齢者等終身サポート事業
　①実施主体：民間事業者
　②主なサービス内容：身元保証支援、日常生活支援、死後事務支援
　※上川管内のサービス事業者：旭川市社協、富良野市社協、行政書士スッキリサポート（旭川市）

　身寄りのない高齢者の方が抱える課題として、病院・施設の入退院・入退所手続き、死後事務手続きがよくあげられます（賃貸物件や公営住宅を借りる場合も同様）。民間事業者のサービスもありますが、費用が高額になりやすく、低所得者向けではないことが課題となっているようです。

　高額になりやすい要因として、残置物処分費用があります。賃貸物件の場合は、部屋を解約する必要があるため、処分費用を見積もっておかなければなりません。契約内容をよく確認することが推奨されていますし、事業者ガイドラインも参考にしながら事業者を選択する必要があります。

身寄りのない方　手引き

　これまで家族や親族が担ってきたことがなされなくなり、最終的には行政が対応せざるを得ない状況になりつつあります（「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱い手引き（令和７年７月第2次改訂）」参照）。

　この手引きによると、相続人調査、火葬、遺骨の保管、財産がある場合は相続財産清算人の選任申立て等、事務作業が膨大にあることが想定されています。相続人が見つかり、手続き等をすべて引き受けてもらえる場合は良いのですが、見つからない、家族・親族が引き受けてもらえない場合は労力と時間がかかってしまいます。

　これらのことを考えると事前にある程度のことを把握しておくことが、本人自身はもちろん関係機関としても良いのではないでしょうか？

　今後、制度設計がなされ体制整備が進んでくると思いますが、現実問題として今も起こりうる問題ですので、どのようなことができるか、考えていきませんか？

　雪が降る季節になりました。また、インフルエンザの予防接種が始まりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか？

　これから除雪に頭を悩ませることになるかと思うと気が重くなりますが、年内も残りわずかとなりましたので張り切っていきたいと思います。

　お気づきのこと、疑問なことなどお気軽にお問い合わせください。　　金子

✼ 相 談 事 例

相談経路～　役場

主　訴　～　職権消除、住所不定、運転免許証未更新、携帯電話未所持
関係機関～　役場住民課、税務課、免許センター、誰でもスマホ

相談時は役場福祉課より相談依頼。

相談当初は、本人は就労しているがアルバイト雇用で、住民票がなく雇用手続きが会社としてもできていない。前職は半年ほど前に離職しているが失業手続き、国保切替を行っていない。それ以外にも携帯電話は滞納で契約解除、現住居は知人のお店に間借りさせてもらっている。

就労しているが、前述のとおり日雇い状態のため、住民票の再設定を早急に行い、携帯電話の契約、運転免許証の再発行を確認（６ヶ月以内であれば通常料金より費用はかかるが再発行可能）、賃貸物件の手配についてすすめる。

賃貸物件は携帯電話を契約してから本人が申し込みをするため、申請書のみ渡す。免許発行は会社がすぐに休みをくれたため手続きをすることができた。携帯が届けば賃貸物件の契約、入居まですすめられる予定。

☆生活や仕事のことでお困りのときは、お気軽にご相談ください。
一緒に問題解決の糸口をさがしましょう！

※個人情報保護の観点から情報を一部加工しています。

12 月の
生活・仕事 相談会

9日　（火）　下川町
　　　　　　美深町
11日　（木）　東神楽町
　　　　　　東川町
16日　（火）　和寒町
　　　　　　剣淵町
　　　　　　幌加内町
17日　（水）　上富良野町
　　　　　　中富良野町
　　　　　　美瑛町
18日　（木）　鷹栖町
　　　　　　比布町
　　　　　　当麻町
23日　（火）　中川町
　　　　　　音威子府村
24日　（水）　占冠村
　　　　　　南富良野町
25日　（木）　上川町
　　　　　　愛別町

CHECK!

生活困窮者自立支援制度でも身寄りのない高齢者等の支援について議論されています。

日自事業で拡充されるほかにも「身寄りのない生活困窮者への支援の充実」として、国ではモデル実施を行う予定としているようです。

ざっくりとしたイメージですが、地域包括支援センターや基幹相談支援センター、自立相談支援事業所などのそれぞれの支援機関と共有しながら支援をしていくことのようです。

各事業ごとに地域づくりが求められていますので、各機関などで上手く連携しながら進めていければ良いと思っています。

厚生労働省令和８年度予算

❖ 令和7年度　10月分「新規相談」取扱件数

相談経緯		性 別		市 町 村		年 齢		相 談 内 容		センターへの情報源	
計	15	計	15	計	15	計	15	計(複数回答)	20	計	15
本人	13	女性	4	鷹栖町	1	10代	0	病気・障害・健康	1	役場	2
役場	0	男性	11	当麻町	3	20代	0	住まいについて	0	社協	1
社協	1	不明	0	東川町	1	30代	1	収入・生活費	5	ホームページ	1
振興局	1			美瑛町	3	40代	3	求職・仕事関係	1	弁護士	1
				上富良野町	2	50代	2	仕事上の不安やトラブル	1	その他	10
				和寒町	2	60代	6	家賃・ローン	0		
				剣淵町	2	70代以上	3	税・公共料金等の支払い	2		
				その他	1	不明	0	債務	2		
								家族関係	0		
								地域との関係	0		
								ひきこもり・不登校	0		
								DV・虐待	0		
								食べるものがない	1		
								その他	7		